

平成27年度 岐阜CST事業全体計画

1 運営組織・役割の明確化 持続可能な中核的理科教師育成システムのために

【大学（責任機関）】：運営委員長、事務局（申込→認定作業→認定書発行等）

岐阜大学講座（中級養成）、指導者研修講座（上級養成）、理科教育講座の講師

【県教委（共同実施機関）】：市町村教育委員会、学校への周知作業。CST養成プログラムの編成。

理科教育講座（中級養成）、博物館等連携講座「知識技能講座」（中級養成）実施

小学校理科観察実験技能向上講座（中・上級認定者活用）の実施

2 養成プログラムの精選

初級コース

【学生対象】

教育学研究科
理科コース
（大学院）

中級養成コース 【理論・技術習熟】

理科教育講座（年間4回）【県教委】

- ・授業研究と実践を行い、実践論文を作成。
- ・大学関係者が講師、小中理研との連携。

+

知識・技能講座（2講座以上履修）

【県教委・大学】

上級養成コース 【実践・伝達】

指導者研修講座（必須受講）

【大学】

- ・CST 研究協議会、CST シンポジウムへ参加。
- ・実践論文の作成。（5編以上）
- ・教育研究団体研究会、研修会等の講師、指導・助言者の実績。（10回以上）

3 申し込みから認定までの作業

＜周知＞

事務局：【大学】

- ・【大学】→【県教委】→市町村教育委員会を通じて要項と申込用紙（電子データ）を各学校へ配付、周知。
- ・理科教育講座で説明、チラシ配布【大学・県教委】。

＜申し込み＞

- ※希望者が大学へ申し込む。
- 郵送またはFAXで。
- 申込受付・名簿作成【大学】。

養成
プログラム

＜認定資料の作成＞

- ・「CST 評価基準」に沿って作成
- 自己申告による「業績調書（発表論文リスト）」
- 教育事務所の「客観的評価（授業参観等含む）」
- をもとにして、認定資料を作成【大学】。

＜認定作業＞

- ・認定委員会（小中理研会長・大学・教育研修課担当）で認定案の作成
- ・事業運営委員会での承認
（大学、県教委：教職員課長・学校支援課長・センター長）
- ・認定書の発行【大学】及び各教育事務所・市町村教育委員会へ伝達【県教委】

CST 認定者が中核となり研修会等の指導助言を通して拠点の理科教育の発展に努める

CST 認定者が中核となる自主的な研修会等を目指す＝地域の理科教育の向上

4 CST 認定者の周知とその活用場の設定

小学校理科観察実験技能向上講座【県教委】

- ・各拠点（岐阜、西濃、美濃、可茂、東濃、飛騨）で実施。小学校の理科が専門でない教員を対象。CST 認定者が講師を務める。
- ・各拠点 CST 中級養成コースも兼ねる。

博物館等施設での講座実施

- ・サイエンスワールド「工房アラカルト」などで、CST が講師を務める。

市町村等からの要請による講師

- ・教育事務所からの要請を受けて CST が教科指導員として、研修会の講師を務める
- ・市町村教委、小中理研等から要請を受けて CST 認定者が講師を務める。

○年度当初に CST 認定者の活用について、教育事務所→市町村教育委員会へ周知依頼を行う。【県教委】

5 年間の事業計画

- ・4月 CST連絡協議会：岐阜大学（大学、教育研修課担当、CST 認定・受講者）
要項及び申し込み用紙の配布（大学→教育研修課→市町村教育委員会→各小中学校）
- ・5～6月 申し込み受付、名簿作成
- ・6～1月 養成プログラムの実施 理科教育講座（4回）・小学校理科観察実験技能向上講座（6回）・博物館等連携講座（6回）【県教委】、岐阜大学講座・指導者研修講座【大学】
各地区における自主的な研修会等【CST 認定者】
- ・2月 認定委員会：総合教育センター（小中理研会長・大学・教育研修課担当）
- ・3月 運営実施委員会：総合教育センター（大学、教職員課担当、学校支援課担当、教育研修課企画監・担当）
事業運営委員会：総合教育センター（大学、教職員課長、学校支援課長、教育研修課長、センター長）
認定書の発行、送付